

## 青森商店街連盟 規約

(名 称)

第 1 条 本連盟は青森商店街連盟と称する。

(目 的)

第 2 条 本連盟は会員相互扶助の精神にもとづき、会員のために必要な共同事業を行い、会員の公正な経済活動の機会を確保し、もって商店街の自主的な経済活動を促進し、且つその経済的地位の向上を図ることを目的とする。

(組 織)

第 3 条 本連盟の会員は青森市内の商店街とし、本連盟の目的に賛同する商店街で組織する。また、本連盟には賛助会員を置くことができる。

2 本連盟の運営の為、次の組織を置く。

1)総会 2)役員会 3)各種委員会

賛助会員に対しては、総会、役員会、委員会など必要に応じ出席を求め、意見を求めることができる。

(事 業)

第 4 条 本連盟はその目的を達成する為に次の事業を行う。

1)商店街振興のための対策並びにその推進

2)商店街運営の調査研究

3)商業振興に必要な指導事業の実施

4)会員に必要な共同事業の実施

5)文化都市建設並びに観光事業に対する協力

6)その他本連盟の目的達成に必要な事業

(役 員)

第 5 条 本連盟に次の役員を置く。

理事 若干名（うち会長 1 名、副会長 5 名以内） 監事 2 名

第 6 条 会長は本連盟を代表し会務を統括し会議の議長となる。副会長は会長を補佐し、会長事故ある時はその職務を代行する。監事は業務及び会計を監査する。

(役員を選任)

第 7 条 会長、副会長は理事の互選とする。

(役員任期)

第 8 条 役員任期は 2 年とする。但し、補欠により選任された役員任期は前任者の残任期間とする。

(顧問・参与・相談役)

第 9 条 本連盟に顧問・参与及び相談役を置くことができる。顧問・参与・相談役は総会の承認を得て会長が委嘱する。顧問・参与及び相談役は会議に出席して意見を述べることができる。

第 10 条 本連盟に次の理事を置く。理事は各商店街の代表者及び各種委員会代表とし、任期は2年とする。

2 会員である各商店街において会長変更の時は、新会長が連盟の理事となる。

(事務局)

第 11 条 本連盟の事務局は青森商工会議所内に置き、事務局に事務の処理を委託する。

(会 議)

第 12 条 会議は総会・理事会及び委員会とする。

(総会の招集)

第 13 条 総会は定時総会と臨時総会の2種とし、会長が召集する。

2 定時総会は事業年度終了後3ヶ月以内に、臨時総会は第4条に規定する場合のほか会長が必要と認めたときに開催する。

3 総会に出席する人員は制限しないが、発言できる人は2名までとする。

4 前項の臨時総会を招集する場合は理事会の同意を得なければならない。

5 理事が理事全員の5分の1以上の同意を得て会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を会長に提出して総会召集を請求した時は、会長は請求のあった日から15日以内に臨時総会を招集しなければならない。

6 総会の招集は少なくとも会日の5日前までに各会員に対し、会議の目的たる事項、日時及び場所について通知状を発送しなければならない。

(総会の議決事項)

第 14 条 次の掲げる事項は総会の議決を経なければならない。

但し、4)から6)までは総会の議決を経て理事会に委任することができる。

1) 規約の設定、変更及び廃止

2) 役員の変更

3) 事業計画及び収支予算の決定、変更

4) 事業報告及び決算関係書類の承認

5) 会員の加入及び除名の承認

6) 解散

(総会の議事)

第 15 条 総会は全会員の3分の1以上の出席がなければ議事を開き議決することができない。

2 総会の議事は出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

3 総会の議決について特別利害関係を有するものは表決権を行使することができない。

(役員会)

- 第 16 条 理事会は理事及び監事をもって構成し、会長がこれを召集する。  
2 理事会は、全理事の2分の1以上の出席がなければ議事を開き議決することができない。
- 第 17 条 次に掲げる事項は理事会の議決を経なければいけない。  
1) 総会に提案すべき事項  
2) 会費の納入規定の設定  
3) 総会から委任を受けた事項  
4) 顧問・参与及び相談役の推薦  
2 前項 3) の決議は次の総会に報告し、その承認を求めなければならない。

(議事録)

- 第 18 条 総会の議事については議事録を作らなければいけない。  
議事録には議事の経過、要領及びこの結果を記録し、議長並びに出席者2名以上これに署名捺印する。

(会計)

- 第 19 条 本連盟の会計年度は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。  
第 20 条 本連盟の経費は会費その他の収入をもってこれにあてる。

(表彰)

- 第 21 条 本連盟役員、理事であって任期が3期以上にわたる者等について表彰する。  
なお、表彰規定については、別に定めることとする。

(委員会)

- 第 22 条 本連盟に委員会を置く。  
なお、委員会規定については、別に定めることとする。

付則

1. 本規約は昭和39年2月10日よりこれを実施する。
2. 昭和62年5月15日 第3条、第9条、第12条、第17条一部改正。
3. 昭和63年5月24日 第3条一部改正、第21条追加
4. 平成3年5月17日 第22条追加。
5. 平成4年5月14日 第10条、第16条一部改正。委員会規定第1条の一部改正
6. 平成23年6月3日 第21条一部改正。表彰規定第1条、第2条の一部改正。委員会規定第1条一部改正。